

令和6年 第6回 時津町教育委員会の会議				
招集年月日	令和6年6月12日(水)			
招集の場所	時津町役場 本庁舎5階第3会議室			
開・閉議日時及び宣言	開 議	令和6年6月12日(水) 午後4時10分		
	閉 議	令和6年6月12日(水) 午後4時25分		
出欠委員の氏名 出席 5名 欠席 0名	職 名	氏 名	出 席	欠 席
	教育長職務代理者	吉田 三知子	○	
	委 員	天田 明香	○	
	委 員	宮原 克也	○	
	委 員	峯 隆三	○	
	教育長	相川 節子	○	
事務局出席者	教育次長	帯山 保磨	社会教育課長	大工園 徳隆
	学校教育課長	廣瀬 淳哉	教育総務課長	大宅 啓史
	学校教育相談員	川久保真由美	教育総務課係長	大串 美千子
備 考				

会 議 日 程

開会・開議

日程第1 会議録の承認について（第5回）

日程第2 教育長報告

日程第3 報告第4号 教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について

日程第4 議案第24号 専決処分の承認を求めることについて（時津町学校運営協議会委員の委嘱について）

議案第25号 専決処分の承認を求めることについて（時津町地域部活動改革検討委員会委員の委嘱について）

議案第26号 専決処分の承認を求めることについて（教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について）

閉議・閉会

○ 相川教育長

ただいまの出席委員は5名です。定足数に達しており、委員会は成立しておりますので、令和6年第6回時津町教育委員会の会議を開会いたします。

日程第1 会議録の承認について（第5回）

○ 相川教育長

日程第1、会議録の承認について（第5回）の件を議題といたします。

会議録につきましては、事前に皆さまのお手元に届けてあると思いますので、直ちに質疑に入りたいと思います。

会議録の内容につきまして、ご質問などありませんか。

（「なし。」と呼ぶ声あり）

無いようですので、令和6年第5回の会議録を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。

従いまして、令和6年第5回の会議録を承認することに決しました。

日程第2 教育長報告

○ 相川教育長

続きまして、日程第2、教育長報告を行います。

令和6年5月10日から令和6年6月12日までの行事等への参加について、ご報告いたします。

（別紙教育長報告に基づいて報告）

ただいまの報告に対し、ご質疑等はありませんか。

無いようですので、これで教育長報告を終了します。

日程第3 報告第4号 教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について

○ 相川教育長

続きまして、日程第3、報告第4号、教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学についての件を議題とします。

お諮りします。本件は、秘密会で議事進行を図りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。従って、本件は秘密会で議事進行することに決しました。

本件について、事務局の説明を求めます。

なお、報告案件は審議を行いませんので質疑のみ行います。

【秘密会議により非公開】

お諮りします。これより、秘密会を解除したいと思います。これにご意義ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。これより解除します。

日程第4 議案第24号 専決処分の承認を求めることについて(時津町学校運営協議会委員の委嘱について)

○ 相川教育長

続きまして、日程第4、議案の審議を行います。

議案第24号、専決処分の承認を求めることについて(時津町学校運営協議会委員の委嘱について)の件を議題とします。

議案第24号について、事務局の説明を求めます。

○ 廣瀬学校教育課長

それでは、議案第24号、専決処分の承認を求めることについて(時津町学校運営協議会委員の委嘱について)、ご説明いたします。

本議案は、学校運営協議会を構成する組織の役員変更により、4月1日付けで時津北小学校及び鳴北中学校運営協議会委員を新たに委嘱する必要が生じましたが、教育委員会を招集する暇がありませんでしたので、同日付で専決処分をさせていただいております。

本議案は、同専決処分について、教育委員会の承認を得るため提出するものでございます。添付の令和6年度委員をご覧下さい。

時津北小学校は、地域住民代表として、上野 泉(うえの いずみ)様と天田 明香(あまだ さやか)様、保護者代表としてPTA副会長の野口 拓嗣(のぐち たかつぐ)様の3名に新たに委嘱するものでございます。

鳴北中学校は、保護者代表としてPTA庶務の植木 雅美(うえき まさみ)様とPTA会長の朝永 舞子(ともなが まいこ)様、校長の交代により新校長の山本 将司(やまも

と まさし) 校長の3名に新たに委嘱するものでございます。
任期は、前任者の在任期間の令和7年3月31日までとなっています。
以上で議案第24号の説明を終わります。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等はありませんか。

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第24号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第24号、専決処分の承認を求めることについて(時津町学校運営協議会委員の委嘱について)の件は、原案どおり可決されました。

日程第4 議案第25号 専決処分の承認を求めることについて(時津町地域部活動改革検討委員会委員の委嘱について)

○ 相川教育長

続きまして、議案第25号、専決処分の承認を求めることについて(時津町地域部活動改革検討委員会委員の委嘱について)の件を議題とします。

議案第25号について、事務局の説明を求めます。

○ 大工園社会教育課長

議案第25号、専決処分の承認を求めることについて(時津町部活動改革検討委員会委員の委嘱について)ご説明いたします。

時津町部活動改革検討委員会委員につきましては、令和4年8月30日から令和6年8月29日までを任期として、すでに10名の委員について、教育委員会の承認をいただいております。

今回、学校教育関係者(小中学校長代表)の委員1名の異動及びPTA代表1名に改選があったため、残任期間となる令和6年4月1日から令和6年8月29日までを新たな方に委嘱するにあたりまして、時津町教育委員会事務専決規定第2条第1項の規定により、4月1日に専決処分したため、同条第2項の規定により、教育委員会へ報告し、専決処分について教育委員会の承認を得るため、この議案を提出するものでございます。

以上で、議案第25号の説明を終わります。

○ 吉田教育委員

任期は、後2か月ということですか。

○ 大工園社会教育課長
8月29日までの2か月となります。

○ 吉田教育委員
わかりました。

○ 相川教育長
他にご質問等はありませんか。

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第25号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第25号、専決処分の承認を求めることについて(時津町地域部活動改革検討委員会委員の委嘱について)の件は、原案どおり可決されました。

日程第4 議案第26号 専決処分の承認を求めることについて(教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について)

○ 相川教育長
続きまして、議案第26号、専決処分の承認を求めることについて(教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について)の件を議題とします。

お諮りします。本件は、秘密会で議事進行を図りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。従って、本件は秘密会で議事進行することに決しました。

議案第26号について、事務局の説明を求めます。

【秘密会議により非公開】

お諮りします。これより、秘密会を解除したいと思います。これにご意義ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。これより解除します。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

これを持ちまして、令和6年第6回時津町教育委員会会議を閉会します。